

会津布引高原風力発電所設置事業に係る環境影響方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価方法書には送電線ルートが具体的に記載されておらず、環境影響評価項目及び当該項目に係る手法を絞り込むための図書としては不十分であることから、環境影響評価準備書には当該内容を具体的に記載すること。
- (2) 送電線ルートが具体的に示されていないことから、環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等適切に対応すること。
- (3) 資材等の搬入により既設道路の拡幅等を行う場合には、その区域を対象事業実施区域に追加し、該当する環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行うこと。

2 環境影響評価項目について

- (1) 工事の実施において建設機械の稼働による騒音が懸念されることから、建設機械の稼働に「騒音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 風車の稼働による騒音が懸念されることから、施設の稼働に「騒音」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 風車の存在及び稼働による猛禽類及び猛禽類を上位性とする生態系への影響が懸念されることから、「動物」及び「生態系」を環境影響評価項目として追加すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 工事中の大気質及び騒音について、今後決定される運搬ルートを踏まえ、調査地点及び予測地点を設定すること。

- (2) 工事中、ヘリコプターの運行による騒音の影響が懸念されることから、ヘリコプターに係る騒音についても調査、予測及び評価を行うこと。
 - (3) 工事中の水の濁りの調査地点について、常夏川を追加するとともに、送電線鉄塔設置工事箇所状況を踏まえ、必要に応じ、菅川及び舟津川を追加すること。
 - (4) 電波障害に係る調査地域について、対象事業実施区域周辺におけるテレビ電波の共同受信施設の設置状況を踏まえ、調査地点を追加するとともに、携帯電話への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
 - (5) 動物、植物及び生態系に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、できる限り最新の知見を用いて行うとともに、送電線ルートを踏まえて動物、植物及び生態系の調査地点を選定すること。また、「ふくしまレッドリスト」に該当する種及び送電線ルート上のコウモリ類の調査を行うこと。さらに、対象事業実施区域及びその周囲において飛翔の確認されているクマタカについては、山麓に定点を増やして周年調査を実施し、風車設置地点 500m 以内の斜面の営巣可能な高木林について踏査するとともに、ノスリについては、高原部分と斜面に分けて採餌空間と営巣空間の面から調査すること。また、動物のトラップ調査地点については、湿地も追加すること。さらに、対象事業実施区域周辺に天然記念物の「赤津のカツラ」が存在することから、工事の実施による当該樹木への影響及び、工事中の濁水による魚類及び水生生物への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
 - (6) 景観に係る調査の基本的な手法については、風車についての主要な眺望地点として対象事業実施区域内の展望台、市道布引線及び稜線上の小高い丘等を追加するとともに、送電線鉄塔についての主要な眺望点として対象事業実施区域周辺の集落及び国道 294 号等を追加すること。また、フォトモンタージュについては、大小の発電機での比較評価を行うこと。
- 4 1 から 3 の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。